

第 1 期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年7月25日（金曜日）午前11時
受付開始：午前10時

開催場所

福岡県福岡市中央区薬院 4-21-1
KKRホテル博多 2階「スピカ」

議 案

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

目 次

第1期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	10
連結計算書類	29
計算書類	42
監査報告	49

証券コード 272A

2025年7月10日

(電子提供措置の開始日2025年7月3日)

株 主 各 位

福岡市中央区笹丘一丁目17番29号

株式会社グリーンクロスホールディングス

代表取締役社長 久 保 孝 二

第1期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第1期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第1期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.green-cross-hd.co.jp>

(当社ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所(福証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト(福証上場会社情報サービス)

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

(上記の福証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名」に「グリーンクロスホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「272A」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年7月24日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月25日（金曜日）午前11時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
KKRホテル博多 2階「スピカ」

3. 目的事項

報告事項

1. 第1期（2024年5月1日から2025年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
（注）当社の第1期事業年度は2024年11月1日から2025年4月30日までであります。当社連結会計年度は2024年5月1日から2025年4月30日までであります。
2. 第1期（2024年11月1日から2025年4月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
3. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者につきましては、指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で取締役会で決定しております。また、監査等委員会においても検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>久保孝二 (1971年2月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1998年7月 (株)グリーンクロス入社 2002年5月 同 久留米支社長 2004年5月 同 営業開発部次長 2005年5月 同 執行役員 営業開発部長 2008年7月 同 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 同 代表取締役社長（現任） 2024年11月 当社 代表取締役社長就任（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） (株)グリーンクロス代表取締役社長 東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役 (株)サンエクスセル代表取締役 マクテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (株)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役 (株)システムエリア代表取締役</p>	118,032株
<p>（取締役候補者とした理由） 2011年から(株)グリーンクロスの代表取締役社長として、経営の先頭に立ち、的確な意思決定のもと当社グループの業績向上と発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。多岐にわたる要職を歴任しており、豊富な経験と実績に基づき、取締役として今後も当社グループの成長・価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	なかもと けんたろう 中本 堅太郎 (1972年2月11日生) 再任	1997年2月 (株)グリーンクロス入社 2002年5月 同 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 同 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 2011年7月 同 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 同 取締役 営業部長 2019年5月 同 取締役 営業本部長 2024年11月 当社 取締役 営業本部長 (現任)	30,298株
(取締役候補者とした理由) (株)グリーンクロスに入社以来、営業部門に長年従事し、2008年より執行役員に就任後、主要拠点・ブロックの責任者を歴任し、2011年から同社の取締役役に就任、営業活動における豊富な知識と経験・実績を有しております。今後も当社グループの事業拡大と営業推進に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			
3	まつもと こういちろう 松本 光一郎 (1974年7月5日生) 再任	2003年3月 (株)グリーンクロス入社 2008年5月 同 管理本部財務課課長代理 2011年4月 同 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 同 取締役 管理部長 2022年5月 同 取締役 経営企画室長 2024年11月 当社 取締役 経営企画室長 (現任)	18,498株
(取締役候補者とした理由) (株)グリーンクロスに入社以来、財務・経理部門に長年従事し、2011年より同社の管理部門の執行役員に就任、翌年より取締役管理部長として管理体制と財務体質の強化に大きく貢献してまいりました。2022年からは同社の経営企画室長として、経営推進に沿った戦略部門の構築を強力に推し進めてまいりました。今後も当社グループの事業拡大に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額は、当社定款附則第2条第2項において、当社設立の日から本総会終結の時まで、金銭報酬等の総額を年額100百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬額につきましては、金銭報酬等の総額として年額100百万円以内とさせていただきますと存じます。

なお、上記報酬枠とは別枠で、取締役に対する株式報酬制度について、第3号議案にて付議いたします。また、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

本議案の内容は、指名・報酬諮問委員会の答申を経た上で取締役会において決定しており、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「4. (2) 取締役等の報酬等の額」に記載のとおりですが、本議案の内容は、当該決定方針に照らしましても相当であると判断しております。なお、本議案は、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

現在の取締役は3名であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく3名となります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する報酬等として、当社定款附則第2条第4項において、当社成立の日から本総会終結の時までの監査等委員である取締役以外の取締役に対する金銭報酬とは別枠で、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）を対象取締役に対して付与するための報酬を支給するものとし、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額30百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とするものと定めておりますが、当報酬等の規定が本総会終結の時をもって削除されるため、改めて、対象取締役に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入するものとし、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」で提案させていただく報酬枠とは別枠として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきましてお諮りするものであります。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の答申を経たうえで取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は3名ですが、本総会で第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、同じく3名となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する株式は普通株式とし、その総数は年50,000株以内といたします。但し、本総会の日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該効力発生日以降、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における、当社の普通株式が上場する国内証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会

にて決定いたします。

3. 対象取締役割り当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社は、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分にあたり、対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により対象取締役が割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

（1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）。

（2）退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得いたします。

（3）譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限をする時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

（4）組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除いたします。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

(ご参考)

当社は、本議案が承認可決された場合には、当社の執行役員に対しても上記と同内容の制度を導入する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、当社定款附則第2条第3項において、当社設立の日から本総会終結の時まで年額15百万円以内と定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって削除されるため、改めて監査等委員である取締役の報酬等の額につきましてお諮りするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、当社の経営体制の状況、経済情勢等、諸般の事情を慎重に考慮して年額30百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとしたいと存じます。

本議案の内容は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。
現在の監査等委員である取締役は3名であります。

以上

(添付書類)

事業報告

(2024年5月1日から
2025年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項**(1) 事業の経過及び成果**

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融政策の正常化が進む中、雇用情勢や所得環境の改善、好調なインバウンド需要等を背景に、引き続き緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、米国の通商政策による世界経済への影響や、継続的な物価上昇に伴う消費者マインドの下振れ等、景気の下押しリスクも依然として大きく、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関係する安全対策業界及びサインメディア業界におきましては、政府による国土強靱化計画やインフラの老朽化対策などを背景に公共事業投資が堅調に推移するとともに、民間設備投資においても持ち直しの動きが続いているものの、原材料の高騰や慢性的な人材不足による労務費の上昇など、コスト増加による業績への影響は依然として拡大傾向にあり、注視が必要な状況が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは2024年11月1日より持株会社体制に移行するとともに、「新しいサービスの創造と団結力の発揮でお客様のニーズにしっかりと応え、関わる全ての人々を幸せにする」をグループの理念に掲げ、時代とともに変わりゆくお客様のニーズに的確にお応えすべく、安全とサインの融合による新たなサービスの創造へと、グループ一丸となって取り組みを進めてまいりました。

また、2025年1月には株式会社システムエリアをグループ企業として迎え、同社の技術力やノウハウの活用による業務効率化や新たなグループシナジーの創出に向け、総合力の強化に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高は27,878百万円、営業利益は1,983百万円、経常利益は1,992百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,212百万円となり、当社グループとしては増収増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は2,075百万円であり、その主なものは、大阪市天王寺区及び鹿屋市の建物の購入、レンタル品の購入等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に土地建物の取得資金として、金融機関より長期借入金200百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用、所得環境の改善、インバウンド需要の増加等による景気回復が期待される一方で、米国の通商政策による世界経済への影響や金融資本市場の変動リスクも依然として大きく、引き続き先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

このような状況において、当社グループの当面の課題は、確実な収益の向上にむけたレンタル事業の促進とグループ間シナジーを最大限に生かす事業構造の構築に加え、その機動力となる組織機能の強化を図るとともに、長きに亘っての成長企業の確立に向けた次世代人財の確保と育成に向けた人材採用・育成プログラムの実行にあります。

なお、当社グループは、『グループ経営機能強化による企業価値の最大化』『意思決定の迅速化による競争力強化』『経営資源の有効活用によるシナジー最大化』『コーポレートガバナンス強化』を目的として、2024年11月に持株会社体制へ移行しております。

本体制への移行を契機に、グループ間におけるシナジーを最大限に発揮し、グループ経営のスピード化、ならびに高度化を図り、持続的な成長とともにより社会に貢献できる企業を目指してまいります。

<中長期を見据えた経営課題への取り組み>

① ESG・SDGsへの取り組み

当社グループは、中長期的に持続可能な企業の成長と社会への貢献を継続していくためにはSDGsの課題解決に向けた取り組みが重要だと考えております。そのため、事業活動を行うにあたり、ESG・SDGsの観点から環境に配慮した商品の推進、社会問題への配慮はもとよりコーポレートガバナンスの強化も進めております。

② 健康経営への取り組み

当社グループでは従業員とその家族の健康を重要な経営課題として、2020年6月に「健康経営宣言」を制定しております。健康経営の推進につきましては、ウォーキングイベントの開催や外部セミナーの受講、ストレスチェックの実施など、従業員とその家族が心身そして社会的な健康の保持・増進を行うための取り組みを行いました。その成果として、本年3月には主たる事業会社である株式会社グリーンクロスにおいて「健康経営優良法人2025（大規模法人部門）」認定企業の上位500法人に与えられる「ホワイト500」に2年連続で認定されるとともに、株式会社アスコにおいても「健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）」の

認定を受けることができました。

今後も引き続き、「健康経営」を通じて健康で活力あふれる社員が生まれ、誇りをもって長く働ける働きやすい環境づくりに取り組むことで、企業使命である「完璧な安全環境の構築、快適な労働環境の創造、自然との調和への美しい環境づくり」の実現を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移
 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	株式会社グリーンクロス			第 1 期 (当連結会計年度) (2025年4月期)
	第 51 期 (2022年4月期)	第 52 期 (2023年4月期)	第 53 期 (2024年4月期)	
売 上 高	20,496,737	22,514,056	24,348,034	27,878,846
経 常 利 益	1,490,657	1,515,313	1,649,248	1,992,282
親会社株主に帰属する 当期純利益	969,880	1,052,806	1,138,693	1,212,848
1株当たり当期純利益	109円97銭	119円58銭	129円25銭	136円66銭
総 資 産	15,944,080	20,269,069	25,452,812	26,167,172
純 資 産	9,233,861	10,076,861	11,065,253	12,006,031
1株当たり純資産額	1,046円71銭	1,138円99銭	1,249円83銭	1,343円25銭

- (注) 1. 当社は設立第1期であるため、参考として、第51期から第53期までの株式会社グリーンクロスの連結会計年度における数値を記載しております。
2. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	事業内容
(株) グリーncross	100,000千円	100.0%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
東亜安全施設(株)	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) トレード	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北斗ネオン(株)	10,000千円	100.0%	LED・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株) Gサイン	5,000千円	100.0%	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
(株) サンエクスセル	3,000千円	100.0%	安全機材用品及び測量器具等の製造・販売
マクテック(株)	10,000千円	100.0%	サインメディアの企画・設計・施工
安全機器(株)	21,600千円	78.9%	安全機材用品の販売及びレンタル
(株) 安全サービス	3,000千円	100.0%	安全機材用品の販売及びレンタル
(株) アスコ	19,800千円	100.0%	高輝度LED表示器の企画・開発、製造、販売
山本シーリング工業(株)	50,000千円	100.0%	革製品の製造、販売
(株) アイ工芸	20,000千円	100.0%	サインメディア広告資材の売買
(株) システムエリア	10,000千円	100.0%	ソフトウェアの企画・設計・開発・販売等

(注) 1. 単独株式移転の方法により、2024年11月1日に、株式会社グリーンクロスは当社の完全子会社となりました。
2. 株式会社グリーンクロスは2025年4月30日を効力発生日として減資を行い、資本金が減少しており

- ます。
3. 当事業年度の末日における特定完全子会社は次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社グリーンクロス
特定完全子会社の住所	福岡県福岡市中央区小笹五丁目22番34号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	8,544,680千円
当社の総資産額	11,220,346千円

(7) 主要な事業内容 (2025年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具及び各種看板、標識等サインメディア製作、販売、レンタルを事業としております。

(8) 主要な営業所等 (2025年4月30日現在)

① 当社

本 社	福岡県福岡市中央区
-----	-----------

② 子会社等

会社名	本店所在地
(株) グリーングロス	福岡県福岡市中央区
東 垂 安 全 施 設 (株)	東京都杉並区
(株) ト レ ー ド	愛知県名古屋市中川区
北 斗 ネ オ ン (株)	福岡県福岡市博多区
(株) G - サ イ ン	福岡県福岡市東区
(株) サ ン エ ク セ ル	愛知県名古屋市緑区
マ ク テ ッ ク (株)	大阪府大阪市平野区
安 全 機 器 (株)	北海道札幌市白石区
(株) 安 全 サ ー ビ ス	北海道札幌市白石区
(株) ア ス コ	兵庫県伊丹市
山 本 シ ー リ ン グ 工 業 (株)	東京都品川区
(株) ア イ 工 芸	東京都板橋区
(株) シ ス テ ム エ リ ア	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2025年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
901名	42名増	40.9歳	9.3年

(注) 上記の他、2025年4月30日現在パート26名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17名	-名	45.1歳	-年

(注) 設立初年度のため、前事業年度末との比較は行っておりません。

(10) 主要な借入先 (2025年4月30日現在)

借入先	借入残高
(株) 西日本シティ銀行	3,179,105千円
(株) 福岡銀行	1,340,349千円
(株) 三菱UFJ銀行	305,749千円
(株) 池田泉州銀行	287,100千円
朝日信用金庫	245,633千円
(株) みずほ銀行	169,166千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2025年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,101,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,025,280株 (自己株式127,123株を含みます。)
 (3) 株主数 2,394名
 (4) 1単元の株式数 100株
 (5) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
グリーンクロス社員持株会 (注)	1,108,976株	12.46%
青山悦子	773,418	8.69
柴田泰三	512,000	5.75
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	431,321	4.84
東條優	366,282	4.11
井上愛	366,282	4.11
中野淑	366,282	4.11
新海秀治	270,500	3.04
(株)西日本シティ銀行	256,000	2.87
椛田法義	200,200	2.25

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (127,123株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 2025年6月13日付でグリーンクロス社員持株会は、グリーンクロスホールディングス社員持株会に名称変更しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	8,032 (-)	3 (-)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2) ②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況 (2025年4月30日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2025年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久 保 孝 二	(株)グリーンクロス代表取締役社長 東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役 (株)サンエクセル代表取締役 マクテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (株)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役 (株)システムエリア代表取締役
取締役	中 本 堅 太 郎	営業本部長
取締役	松 本 光 一 郎	経営企画室長
取締役 常勤監査等委員	首 藤 英 樹	公認会計士
取締役 監査等委員	山 崎 健 治	公認会計士
取締役 監査等委員	住 吉 良 久	

(注) 1. 取締役首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏は、社外取締役であります。

2. 常勤監査等委員首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、首藤英樹氏を常勤の監査等委員である取締役として選任し、社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、内部監査室等と監査等委員会が連携して監査活動を行うとともに、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保しております。
6. 当社は、常勤監査等委員首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

- (参考) 当社は執行役員制度を導入しております。
2025年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。
執行役員 田島伸弘 管理部子会社担当
執行役員 片山敬之 管理部子会社担当

(2) 取締役等の報酬等の額

① 報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の決定に関する方針は、客観性、透明性を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議することとしております。

取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

社内の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<報酬の構成>

取締役の報酬は、a) 定期月額報酬、b) 株式報酬（中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的）から構成されています。

a) 定期月額報酬

取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責、事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に考慮した部分から成ります。

b) 株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎に基準額を設定して割当を行っております。

また、社外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、定期月額報酬のみとしております。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		定期月額報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	21,756 (-)	21,500 (-)	256 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	4,120 (4,120)	4,120 (4,120)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	25,876 (4,120)	25,620 (4,120)	256 (-)	6 (3)

- (注) 1. 当社定款附則第2条第2項に基づき、当社の設立の日である2024年11月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等の総額（譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を除く。）は年額100,000千円以内と定められております。
2. 当社定款附則第2条第3項に基づき、当社の設立の日である2024年11月1日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額15,000千円以内と定められております。
3. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、このうち9,678千円は翌事業年度以降に費用計上される見込みであります。
4. 当該定款を制定した日における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役（監査等委員）

(a) 首藤英樹氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。

- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会14回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。
- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会14回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

- イ. 重要な兼職先と当社との関係
該当する事項はありません。
- . 当事業年度における主な活動状況
当期において開催された取締役会14回全てに出席、監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は、首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏であり、それぞれ公認会計士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容及び業界について理解を深め、取締役会の実効性、危機管理、販路拡大、働き方などの経営課題について活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有用な人材を迎えその役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき当社定款において、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役である首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	7,380千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役及び使用人の職務遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに内部監査室、監査等委員または社外顧問弁護士に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いを行わないこととしております。

② 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役及び監査等委員は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

管理部担当取締役を当社グループのリスクに関する統括責任者として任命し、総務課において、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸入管理等に係る当社グループ全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理するものとします。また、新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

内部監査室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する当社グループの目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役会の職務遂行の監督等を行います。
 - ロ. 毎年4月に取締役、執行役員をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、当社グループの目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。
 - ハ. 当社の基幹システムであるPCAを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。
- 二. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社グループ及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

今後、当社グループが子会社を設立等した場合、子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社グループ総務課はこれらを横断的に推進し、管理していきます。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとしております。

⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしております。

また、監査等委員は内部監査室の所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社グループ及びグループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が監査等委員に対して、適時迅速に行うものとしております。

当社の監査等委員会に報告を行った当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を行わないこととしております。

- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士、会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。

なお、監査等委員は当社グループの会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

当社は、監査等委員が職務遂行にあたり必要と認められる費用を負担することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 当社グループは、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。
- ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。
- ③ 当社グループの取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。
また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員会は定期的な会合を実施して、監査等委員との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査等委員会は連絡会議を定期的に行い、情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での対抗措置の導入はしていません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、配当に関しては、経営環境の変化や中長期的視野に立ったうえでの今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していく方針であります。

上記の方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2025年6月30日開催の取締役会決議により、期末配当金について普通配当35円に記念配当2円を加えた、1株当たり37円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[13,682,765]	流動負債	[8,050,042]
現金及び預金	4,733,752	支払手形及び買掛金	2,928,441
受取手形	521,707	電子記録債務	2,088,737
売掛金	3,879,072	1年内返済予定の長期借入金	563,011
電子記録債権	657,856	リース債務	27,122
商品	3,456,266	未払金	785,714
原材料及び貯蔵品	472,449	未払費用	162,102
その他	147,616	未払法人税等	492,512
貸倒引当金	△185,956	未払消費税等	130,540
固定資産	[12,484,406]	賞与引当金	827,350
有形固定資産	(10,902,143)	その他	44,509
建物及び構築物	4,236,008	固定負債	[6,111,097]
機械装置及び運搬具	28,780	長期借入金	5,225,316
工具・器具及び備品	143,522	リース債務	52,392
レンタル品	1,368,263	退職給付に係る負債	59,297
土地	4,978,568	役員退職慰労引当金	61,315
建設仮勘定	147,000	繰延税金負債	31,573
無形固定資産	(418,719)	その他	681,202
借地権	173,704	負債合計	14,161,140
ソフトウェア	28,031	(純資産の部)	
のれん	208,179	株主資本	[11,743,441]
その他	8,804	資本金	697,266
投資その他の資産	(1,163,544)	資本剰余金	972,093
投資有価証券	596,325	利益剰余金	10,226,075
長期貸付金	12,283	自己株式	△151,994
破産更生債権等	8,188	その他の包括利益累計額	[208,982]
長期前払費用	18,794	その他有価証券評価差額金	208,982
繰延税金資産	355,687	非支配株主持分	[53,608]
その他	183,454	純資産合計	12,006,031
貸倒引当金	△11,188	負債純資産合計	26,167,172
資産合計	26,167,172		

連結損益計算書

(自 2024年5月1日)
(至 2025年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	27,878,846
売上原価	17,811,068
売上総利益	10,067,778
販売費及び一般管理費	8,083,925
営業利益	1,983,853
営業外収益	
受取利息	1,511
受取配当金	14,871
投資事業組合運用益	12,013
雑収入	37,900
営業外費用	
支払利息	41,812
為替差損	745
雑損	15,309
経常利益	1,992,282
特別利益	
収用補償金	43,853
特別損失	
固定資産圧縮損	30,445
税金等調整前当期純利益	2,005,690
法人税、住民税及び事業税	864,042
法人税等調整額	△72,860
当期純利益	1,214,508
非支配株主に帰属する当期純利益	1,659
親会社株主に帰属する当期純利益	1,212,848

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年5月1日)
(至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	697,266	804,040	9,322,340	△88,038	10,735,608
当 期 変 動 額					
株式移転による変動		104,519		△104,519	-
剰 余 金 の 配 当			△309,113		△309,113
親会社株主に帰属する当期純利益			1,212,848		1,212,848
自己株式の取得				△24	△24
自己株式の処分		63,534		40,587	104,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	168,053	903,734	△63,955	1,007,832
当 期 末 残 高	697,266	972,093	10,226,075	△151,994	11,743,441

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	277,696	277,696	51,948	11,065,253
当 期 変 動 額				
株式移転による変動		-		-
剰 余 金 の 配 当		-		△309,113
親会社株主に帰属する当期純利益		-		1,212,848
自己株式の取得		-		△24
自己株式の処分		-		104,122
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△68,714	△68,714	1,659	△67,054
当 期 変 動 額 合 計	△68,714	△68,714	1,659	940,778
当 期 末 残 高	208,982	208,982	53,608	12,006,031

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

当社は2024年11月1日に単独株式移転により(株)グリーンクロスの完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は2024年11月1日から2025年4月30日までになりますが、当連結会計年度は(株)グリーンクロスの連結財務諸表を引き継いで作成しておりますので、2024年5月1日から2025年4月30日までとなります。

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	13社
連結子会社の名称	(株)グリーンクロス 東亜安全施設(株) (株)トレード 北斗ネオン(株) (株)G-サイン (株)サンエクセル マクテック(株) 安全機器(株) (株)安全サービス (株)アスコ 山本シーリング工業(株) (株)アイ工芸 (株)システムエリア (新規) 1社 (株)システムエリア (連結子会社化による) (除外) 1社 GCJI8(株) (合併による)

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等 総平均法による原価法

[棚卸資産]

商品 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

[有形固定資産]（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）
並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに
レンタル品については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 4～50年

レンタル品 1～5年

[無形固定資産]（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5
年）に基づく定額法によっております。

[リース資産]

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用して
おります。

③ 重要な引当金の計上基準

[貸倒引当金]

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に
より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
し、回収不能見込額を計上しております。

[賞与引当金]

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上して
おります。

[役員退職慰労引当金]

一部連結子会社にて、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に
基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引に係る収益（注：オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。）を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・商品及び製品の販売

安全機材用品の販売、サインメディアの製作販売事業においては、商品の販売及び製品の製造販売を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

⑥ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債に計上しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん 208,179千円

のれんの償却方法及び償却期間については、子会社株式の取得時における事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して償却期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

子会社株式の取得時に生じたのれんについて、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があると認められた場合には、減損の兆候があるグルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識の要否の判定においては、主に事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローがのれんを含む帳簿価額を上回るかどうかにより、減損損失計上の要否を検討しております。

事業計画等の策定においては、対象となる子会社の属する業界の動向、市場環境、成長率等に関する仮定を含んでおります。したがって、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範

困を超えて変化し当該事業計画が計画通り進捗しないことが判明した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高	
受取手形の裏書譲渡高	13,740千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	2,976,750千円
土地	2,917,973千円
計	5,894,724千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	424,003千円
長期借入金	4,968,690千円
計	5,392,694千円
(3) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務	
① 所有権留保等資産	
レンタル品	884,871千円
② 所有権留保付債務	
未払金	358,755千円
その他（固定負債）	614,603千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	4,127,479千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	9,025,280株		-		-	9,025,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	213,458株		20株		86,355株	127,123株

(注) 普通株式の自己株式数の増加20株は単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の自己株式数の減少86,355株は第三者割当等としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月28日 取締役会	普通株式	309,113	35.00	2024年4月30日	2024年7月11日

② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年6月30日開催取締役会決議による配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額…………… 329,231千円
- (ロ) 配当の原資…………… 資本剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額…………… 37.00円
- (ニ) 基準日…………… 2025年4月30日
- (ホ) 効力発生日…………… 2025年7月15日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金及び社債の使途は運転資金、設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額81,702千円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。また、現金については注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	514,622	514,622	—
資産合計	514,622	514,622	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	5,788,328	5,749,432	△38,895
負債合計	5,788,328	5,749,432	△38,895

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	514,622	—	—	514,622

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,749,432	—	5,749,432

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価が帳簿価額と近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

工事表示板・標識	1,638,660
仮設防護柵	1,010,180
保安等・警告灯	504,947
防災用品・環境整備用品	2,703,207
その他商品	6,721,412
サインメディア	8,277,885
顧客との契約から生じる収益	20,856,295
その他の収益	7,022,551
外部顧客への売上高	27,878,846

(注) その他の収益には、リース取引等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社においては、顧客との予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,343円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 136円66銭 |

8. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

(単独株式移転による純粋持株会社の設立)

(1) 取引の概要

2024年6月12日開催の(株)グリーンクロス取締役会及び2024年7月25日開催の同社定時株主総会において、2024年11月1日を効力発生日として、単独株式移転により、純粋持株会社(完全親会社)である「(株)グリーンクロスホールディングス」を設立することを決議し、2024年11月1日付で持株会社を設立いたし

ました。

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
株式移転完全子会社 (株)グリーンクロス
事業の内容 安全機材・保安用品の販売及びレンタル、グラフィックサインの企画、製作及び販売等
- ② 企業結合日
2024年11月1日
- ③ 企業結合の法的形式
単独株式移転による持株会社設立
- ④ 結合後企業の名称
株式移転設立完全親会社 (株)グリーンクロスホールディングス
- ⑤ 企業結合の目的
当社グループは収益力の更なる向上に向け、顧客のニーズに沿ったレンタル事業及びサインメディア事業の営業促進と各種経営リソースの強化や物流システムの効率化、ブロック経営を基点としての営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能促進を図るとともに、グループ間におけるシナジーを最大限に発揮すべく、グループ経営を更に高度化させ、持続的な成長を実現するために、持株会社体制へ移行いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

共通支配下の取引等

（現物配当による子会社株式の取得）

(1) 取引の概要

当社は、当社の完全子会社である(株)グリーンクロスより、同社が保有する子会社株式を現物配当により取得いたしました。

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称	事業の内容
東亜安全施設(株)	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの制作販売
(株)トレード	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北斗ネオン(株)	L E D・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株)Gーサイン	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
(株)サンエクセル	安全機材用品及び測量器具等の製造・販売

マクテック(株)	サインメディアの企画・設計・施工
安全機器(株)	安全機材用品の販売
(株)安全サービス	安全機材用品の販売
(株)アスコ	高輝度LED 表示器の企画・開発、製造、販売
山本シーリング工業(株)	革製品の製造、販売
(株)アイ芸	サインメディアの企画・設計・施工

② 企業結合日

2024年12月13日

③ 企業結合の法的形式

連結子会社からの現物配当

④ 結合後企業の名称

変更なし

⑤ 企業結合の目的

当社グループは、グループ経営機能強化による企業価値の最大化、意思決定の迅速化による競争力強化、経営資源の有効活用によるシナジー最大化、コーポレートガバナンス強化等を目的として、2024年11月1日に持株会社体制へ移行いたしました。その取り組みの一環として、当社の完全子会社である(株)グリーンクロスは、同社保有の子会社株式を当社へ現物配当（適格現物配当）することを決議いたしました。これにより、当社に承継いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、現物配当により取得した当該子会社の株式については、これまで保有していた(株)グリーンクロスの株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理しております。

9. 重要な後発事象

当社は、2025年5月23日開催の取締役会決議に基づき、2025年5月23日付で三建リース株式会社の発行済株式の全てを取得し、当社の連結子会社と致しました。詳細につきましては、2025年5月23日公表の「三建リース株式会社の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」をご参照ください。

貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	[119,741]	流 動 負 債	[260,911]
現金及び預金	2,215	短期借入金	220,000
売掛金	108,240	未払金	485
前払費用	6,535	未払費用	3,330
その他	2,750	未払法人税等	10,670
		未払消費税等	6,434
		預り金	1,992
		賞与引当金	18,000
固 定 資 産	[11,100,605]	負 債 合 計	260,911
投資その他の資産	(11,100,605)	(純 資 産 の 部)	
関係会社株式	11,081,769	株 主 資 本	[10,959,435]
長期前払費用	12,589	資 本 金	697,266
繰延税金資産	6,247	資 本 剰 余 金	(10,409,273)
		資本準備金	660,866
		その他資本剰余金	9,748,407
		利 益 剰 余 金	(4,888)
		その他利益剰余金	4,888
		繰越利益剰余金	4,888
		自 己 株 式	△151,994
資 産 合 計	11,220,346	純 資 産 合 計	10,959,435
		負 債 純 資 産 合 計	11,220,346

損 益 計 算 書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営 業 収 益		
経 営 指 導 料	98,400	98,400
営 業 費 用		
一 般 管 理 費	89,796	89,796
営 業 利 益		8,603
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	192	
雑 収 入	0	192
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	584	584
経 常 利 益		8,211
税 引 前 当 期 純 利 益		8,211
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	9,570	
法 人 税 等 調 整 額	△6,247	3,322
当 期 純 利 益		4,888

株主資本等変動計算書

(自 2024年11月1日)
(至 2025年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当事業年度中の変動額									
株式移転による変動	697,266	660,866	9,747,936	10,408,803		-		11,106,069	11,106,069
現 物 配 当				-		-	△165,600	△165,600	△165,600
当 期 純 利 益				-	4,888	4,888		4,888	4,888
自己株式の処分			470	470		-	13,606	14,077	14,077
当事業年度中の変動額合計	697,266	660,866	9,748,407	10,409,273	4,888	4,888	△151,994	10,959,435	10,959,435
当 期 末 残 高	697,266	660,866	9,748,407	10,409,273	4,888	4,888	△151,994	10,959,435	10,959,435

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

[子会社株式及び関連会社株式] 移動平均法による原価法

(2) 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、主に子会社からの経営指導料を含む業務受託収入であります。経営指導料を含む業務受託収入については、子会社との業務内容に応じた受託役務を提供することが履行義務であり、履行義務の充足に従い一定の期間にわたって収益として認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 11,081,769千円

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、評価損の認識を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の純資産額に事業計画等に基づく超過収益力を反映させた実質価額を合理的に見積り、取得原価と実質価額を比較することにより、評価損計上の要否を検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測できない事象の発生により関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社の金融機関からの銀行借入に対して保証を行っております。

株式会社G-サイン 198,332千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 108,240千円

② 短期金銭債務 220,291千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 98,400千円

一般管理費 2,640千円

営業取引以外の取引高 426千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式	－株	138,503株	11,380株	127,123株

(注) 普通株式の自己株式数の増加138,503株は、子会社からの現物配当によるものであります。

普通株式の自己株式数の減少11,380株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 640千円

賞与引当金 5,490千円

その他 116千円

繰延税金資産合計 6,247千円

繰延税金負債

その他 ー千円

繰延税金負債合計 ー千円

繰延税金資産の純額 6,247千円

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.5%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.4%となります。なお、この税率変更による財務諸表に与える影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 グリーン クロス	100 百万円	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売他	所有 直接100.0	経営指導 契約の 締結等	経営管理その他役務の提供等 (注)1	93,600	売掛金	102,960
						資金の借入 (純額) (注)2	220,000	短期 借入金	220,000
						利息の受取 (注)2	181	-	-
						利息の支払 (注)2	245	-	-
						現物配当の 受取 (注)3	11,106,069	-	-
子会社	株式会社 Gーサイ ン	5 百万円	看板の製作 及び販売他	所有 直接100.0	資金の 貸付等	債務保証 (注)4,5	198,332	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営管理その他役務の提供等に対する対価は、内容を勘案して両社協議の上で決定しております。
2. 資金の借入及び貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
3. 組織再編に係る取引であり、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づいて取引金額を算定しております。
4. 関係会社の借入金に対する保証であります。
5. 保証料は受領しておりません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,231円65銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 0円55銭 |

10. 重要な後発事象

「連結注記表 9. 重要な後発事象」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

株式会社グリーンクロスホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	田 邊 太 郎
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	立 石 浩 将

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスホールディングスの2024年5月1日から2025年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロスホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

株式会社グリーンクロスホールディングス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員	公認会計士	田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	立 石 浩 将
業 務 執 行 社 員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスホールディングスの2024年11月1日から2025年4月30日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年11月1日から2025年4月30日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社は2024年11月1日に単独株式移転により株式会社グリーンクロスの完全親会社として設立されましたことから、当社の連結計算書類は株式会社グリーンクロスの連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、2024年5月1日から2024年10月30日までの株式会社グリーンクロスの事業内容、連結計算書類も監査の対象といたしました。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月30日

株式会社グリーンクロスホールディングス 監査等委員会

監査等委員 首藤英樹 ㊟

監査等委員 山崎健治 ㊟

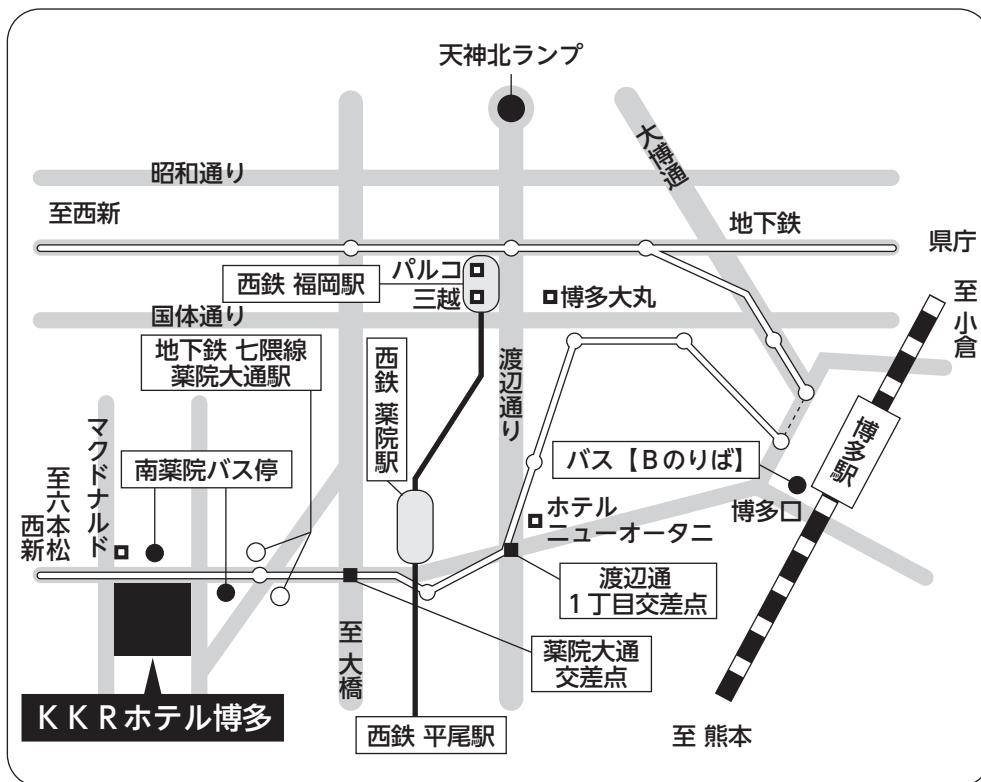
監査等委員 住吉良久 ㊟

(注) 監査等委員首藤英樹、山崎健治及び住吉良久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場： 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
K K R ホテル博多 2階 「スピカ」
電話 092-521-1361



バス 博多駅（博多口）を出て左方向、「K I T T E 博多」前の【Bのりば】より 9・10・11・15・16・17のバスで約15分、【南薬院バス停】下車すぐ

車 都市高速【天神北】ランプ下車、渡辺通りを直進、【渡辺通1丁目】交差点から右折5分

地下鉄 地下鉄七隈線【薬院大通駅】下車 1番出口を出て徒歩5分